

デジタルサイネージレンタル申込書

お申込み日 年 月 日

フリガナ			
会社名 商号(屋号)			印
フリガナ			
代表者			
所在地	(〒 -) 都道 郡市		
	府県 区		
※ ビル・マンション名・部屋番号もご記入ください。			
電話番号	0 <input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 製品のお届け先と同上の場合は チェックを入れてください。	
フリガナ			
ご担当者			印
役職名		部署名	
<input type="checkbox"/> 別紙の「デジタルサイネージレンタル契約約款」に同意の上 チェックを入れてください。			
ご連絡先 電話番号	0 <input type="text"/>	メールアドレス	

※ LEDビジョンのレンタルをご希望の場合は「数量」記入欄に設置サイズ(幅×高mm)をご記入ください。

レンタル お申込製品	No.	設置場所 <input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外	数量
	No.	設置場所 <input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外	数量
	No.	設置場所 <input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外	数量
	No.	設置場所 <input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外	数量
	No.	設置場所 <input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外	数量

※ レンタルご利用期間は、製品を受け取る日から返却(発送)する日となります。

レンタル ご利用期間	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 ~
	<input type="checkbox"/> 1日 <input type="checkbox"/> 2日 <input type="checkbox"/> 3日 <input type="checkbox"/> 4日 <input type="checkbox"/> 5日 <input type="checkbox"/> 7日 <input type="checkbox"/> 10日 <input type="checkbox"/> 15日 <input type="text"/> ヶ月

オプション お 申 込	<input type="checkbox"/> 搬入・撤去サービス	搬入希望日時： 月 日 時 分
		撤去希望日時： 月 日 時 分
	<input type="checkbox"/> 運用常駐サービス	常駐希望時間： 時 分 ~ 時 分
	<input type="checkbox"/> コンテンツ制作サービス	

※ コンテンツ制作サービスをご希望の場合は、レンタル開始日の1ヶ月前迄にお申し込みください。繁忙期やコンテンツの内容によっては制作期間が1ヶ月以上かかる場合がございます。お早めにお申し込みください。
 ※ コンテンツ制作サービスをご希望の場合は、素材となる写真データや動画データ、原稿をご用意ください。

発送先住所	(〒 -)		
	都 道 郡 市	府 県 区	
	※ ビル・マンション名・部屋番号もご記入ください。		
電話番号	0		受取人名

備考欄	※ 確認事項やご要望、コンテンツ制作の内容などご記入ください。
-----	---------------------------------

年 月 日



製品の受取時に受取印またはサインをお願い致します。

株式会社NSS デジタルサイネージレンタル契約約款

第1条(目的)

このレンタル約款は、株式会社NSS(以下、「当社」という。)との間の賃貸借契約(以下、「レンタル契約」という。)に関し、別途に契約書類を作成しない場合に適用される。

第2条(契約の成立)

当社とお客様との間のレンタル契約は、お客様が当社又は当社の指定する代理店に対しレンタル契約の申込みをし、当社が承諾したときに成立するものとする。当社は、お客様の利用申し込みに対し、申込み内容を審査し、審査の結果、レンタル先の所在等によりレンタル契約をお断りすることがあります。

なお、お断りした場合であっても、当社はお断りする理由を説明する義務を負わない。

第3条(レンタル期間)

レンタル期間は納品書等に記載する期間とする。

なお、レンタル期間は原則として、サイネージレンタル物件(以下、「物件」という。)をお客様へ引渡した日(完成品の場合はその日から、組み上げが必要なLEDビジョン・マルチモニターは組み上げ完了した日から起算)又はお客様の指定場所へ発送した日より、甲の指定場所へ返還した日までとする。

第4条(レンタル契約の延長)

レンタル期間の延長を希望される場合、レンタル期間満了日までに出しいただき、当社の承認を受けた後、レンタル期間を延長することができる。

ただし、当該物件につき別のお客様から予約が入っている場合等にはレンタル期間を延長することはできない。レンタル期間を延長する場合、料金はレンタル契約締結日におけるレンタル料金表に基づくものとし、レンタル料金をレンタル期間終了前に当社の指定する銀行預金口座に振り込む方法により支払うものとする。

なお、振込手数料はお客様の負担とする。

第5条(レンタル料金)

当社規定のレンタル料金表に基づいて算出した金額とする。

お客様は、レンタル料金を当社窓口もしくは当社からの請求により請求書記載のレンタル料金を請求書記載の期日までに当社の指定する銀行預金口座に振り込む方法により支払うものとする。

第6条(物件の引渡し)

物件の引渡しは、当社窓口又はお客様指定の引渡場所へ発送する。

なお、発送する場合は運搬手数料等の料金が発生し、それに要する費用はお客様の負担とする。

第7条(担保責任)

- 1 当社はお客様に対して、物件の引渡時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、お客様の使用目的への適合性については担保しない。
- 2 お客様が当社に対して物件の引渡日に物件の性能の欠陥を通知しなかったときは、物件は正常な状態を備えて引き渡されたものとする。
- 3 お客様の責によらないで生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合には、当社は物件を取替えることとする。この場合には、当社は物件の使用不能期間中のレンタル料を日割計算により減免するほかは、お客様に対して損害賠償の責任を負わない。
- 4 当社は、前項に規定する以外には物件が正常に作動しないことに関して責任を負わない。

第8条(不可抗力)

当社がお客様に対し、レンタル開始日までに天災、地震、火災、戦争、内乱その他不可抗力(当社の責によらないものに限る)により物件の納入を完了できない場合は、その事由の継続する期間に限り、当社は遅滞の責を負わない。

ただし、使用が妨げられた期間のレンタル料等を日割り計算により減免する。

第9条(物件の使用保管)

お客様は、物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、これに要する費用はお客様の負担とする。お客様が物件を使用される際、お客様の使用上の不注意によって生じた損害については、当社は一切の責任を負わない。

なお、事前に当社の書面による承諾を得なければ、次の行為をすることができない。

- ① 物件を第三者に使用させ、又は譲渡、質入、転貸等を行うこと。
- ② 物件に、新たに装置・部品・付属品などを付着させること、またすでに付着しているものを取り外すこと。
- ③ 物件の改造、あるいは性能・機能の変更を行うこと。
- ④ 物件を、本来の用途以外に使用すること。
- ⑤ 物件を、当初に納入した場所より他へ移動させること。
- ⑥ 物件について、質権・抵当権・譲渡担保権その他一切の権利を設定すること。
- ⑦ 物件に表示された所有者の表示や標識を甲の承諾なしに取り外すこと。

第10条(物件の滅失、毀損)

物件が滅失、盗難、又は損傷して修理不能となったときは、当社へ直ちに連絡するものとする。お客様の故意又は過失による場合は、お客様は当社に対して本商品と同品を返却するか、又は時価相当額、物件の修理代金相当額を支払うこととする。

第11条(保険)

- 1 当社は物件に対する当社所定の動産総合保険契約を締結し、本契約の存続期間中これを継続する。
- 2 保険事故が発生したときは、お客様は直ちにその旨を当社に通知し、かつ当社の保険金受取りに必要な協力をする。
- 3 お客様が前項の義務を履行したときは、当社は受け取った保険金を第10条の金額、その他のお客様の当社に対する支払に充当する。ただし、お客様に故意又は重大な過失がある場合はこの限りでない。

第12条(中途解約)

他に定める場合を除き、レンタル期間中、レンタル契約を解約することはできない。お客様は、レンタル期間中に物件を返還した場合でも、当社に対し返金を請求することはできない。ただし、レンタル期間が2週間以上の場合は、実際にご利用いただいた期間の料金設定にて再計算の上、差額を返金する。

第13条(物件の返却)

レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由によりレンタル契約が終了した場合、お客様は当社に対し直ちにレンタル商品を当社の指定する場所に返却するものとする。お客様が返却の義務を怠った場合、当社に対し、レンタル期間満了日の翌日から返還日まで、当該期間に係るレンタル料金相当額の損害金を支払うものとする。

第14条(予約取消手数料)

予約確定後、予約を取り消される場合、下記の予約取消手数料が発生し、入金済みの場合は、予約取消手数料及び振込送金手数料を差し引きのうえ、お客様の指定する口座に返金する。

- ① 予約取消日がレンタル開始日の11日以前 無料
- ② 予約取消日がレンタル開始日の6日前～10日前 レンタル料金の20%+作業費
- ③ 予約取消日がレンタル開始日の3日前～5日前 レンタル料金の50%+作業費
- ④ 予約取消日がレンタル開始日の前日、前々日(発送後) レンタル料金の100%+作業費+運搬費
- ⑤ 予約取消日がレンタル開始日の当日 レンタル料金の100%+作業費+運搬費

なお、コンテンツ制作を依頼の場合、製作費用はキャンセル出来ない。(レンタル対象ではないため)

第15条(物件の機種変更等)

レンタル期間中のお客様の都合による又はお客様の責による事由による物件の機種変更は出来ない。

お客様の責によらない事由によりレンタル期間中に生じた製品の欠陥により物件が正常に作動しない場合、当社は物件を交換又は修理するものとする。この場合、交換又は修理のため使用が妨げられた期間のレンタル料等を日割りにより減免する。

また、物件の修理又は取替に過大な費用または時間を要する場合、当社はレンタル料金を返金し、レンタル契約を解除することができる。これによりお客様に損害が生じた場合でも、当社はレンタル料金を超える2次的な責任を負わない。

※レンタル費用以外の損害について対応はしない。

第16条(契約不履行)

物件をご連絡なく延滞され、ご連絡がつかないまま1週間を経過しても、ご返却されない場合や、申込書(インターネット申込みを含む)に虚偽の住所・身分・連絡等を記載した場合は法的手続き等を取ることとする。

また、お客様が次の各号の一つに該当した場合、当社は催告なしでレンタル契約を解除することができる。この場合、お客様は当社に対し、未払いレンタル料金その他金銭債務全額を直ちに支払い、当社になお損害があるときはこれを賠償する。

- ① レンタル料金の支払いをしないとき。
- ② レンタル契約の各条項に違反したとき。
- ③ 支払停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- ④ 保有する財産につき仮差押、保全差押又は差押の申立があったとき。
- ⑤ 手形の不渡り処分を受けたとき、又は取引金融機関もしくは手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ⑥ 合併によらず解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき。

第17条(支払遅延損害金)

お客様がレンタル契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合、お客様は当社に対し、支払期日の翌日より済済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第18条(引き渡し、返還の費用負担)

物件の引渡し及び返還に関わる運搬費等の諸費用は、お客様の負担とする。運搬費等の諸費用は、当社が別途定める料金によるものとする。運搬費等の諸費用は、最初のレンタル料金の支払い時に支払うものとする。

第19条(協議)

レンタル契約に定めがない事項等が生じた場合は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

第20条(管轄裁判所)

本レンタル契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する裁判所とする。